

令和5年 第8回

豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和5年8月16日（水）午後2時00分
場 所 市役所本庁4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 15名 欠席委員 0名

	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
係 長 原尻 雄一
係 員 柴谷 孝俊 武生 駿佑
農業振興課 甲斐 久満

議事録署名委員の指名

5番 小野 不二夫

6番 安藤 大作

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告

議 事

- (1) 議案第 42 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、
旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、
農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (2) 議案第 43 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、
農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- (3) 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 46 号 現況証明（非農地証明）について
- (6) 議案第 47 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これから進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	--

(1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願ひします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年第8回豊後大野市農業委員会を開会いたします。 (とき：午後2時05分)
-----	---

(2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 5番：小野不二夫委員、6番：安藤大作委員にお願いします。
-----	---

(3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告がありますが、令和5年第7回定例総会から本日の令和5年第8回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料6にまとめております。資料6をご覧ください。 その中から、※のついた1点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。 (資料6を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。

(4) 議 事

議 長	これより、日程4の議事に入ります。 まず、「議案第42号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。
農業振興課	それでは、資料2の、議案第42号の説明をさせていただきます。1ページ目をご覧ください。 農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求める。 令和5年8月16日提出 豊後大野市長 川野文敏 (議案書に基づいて令和5年8月17日公告予定分を朗読)
議 長	提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、議案第37号の案件につきましては、11番：衛藤英教委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。
	(11番委員 退室)
議 長	この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第42号についてこれより質疑を許可します。 はい、2番委員。
2番委員	1番の案件なのですが、何年か前に農地法第3条で所有権の移転について審査があつたかと思うのですが、売買が行われた後、時間が経たずとも中間管理に出すといいのでしょうか。特に要件等に引っかかるからなければよいのですけれども。
農業振興課	中間管理については、調査の時点で別の貸借契約や他の権利が設定されておりませんでしたので、特に問題はございません。
議 長	よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。
	[ありません]の声あり
議 長	無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第42号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議 長	挙手全員により、「議案第42号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。 11番委員の入室を認めます。
	(11番委員 入室)

議長	次に、「議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。
農業振興課	引き続き同じ冊子の11ページ目をご覧下さい。議案第43号でございます。 農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。 令和5年8月16日提出 豊後大野市長 川野文敏 (議案書に基づいて農用地利用集積等促進計画（案）を朗読)
議長	提出者である農業振興課の説明が終わりました。 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第43号についてこれより質疑を許可します。
	[ありません]の声あり
議長	無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第43号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議長	挙手全員により、「議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
	(とき、午後2時21分)
議長	それでは、再開します。
	(とき、午後2時22分)
議長	次に「議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	議案書の1ページ、あわせて概要書の1ページをお開きください。 (議案書のとおり番号1番から番号7番までの7案件について朗読)
議長	事務局の説明が終わりました。 ここで、番号1番から番号7番までの7案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の1案件を12番：小野末芳委員にお願いいたします。
12番委員	三重の小野末芳です。8月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。 番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。 譲渡人は、高齢で農業をしていないため、申請地の管理に苦慮していました。親戚に

	<p>なる譲受人に市外に転出するため申請地をもらってくれないかと相談したところ、贈与で話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の 6 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番の 1 案件を 1 番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p>
1 番委員	<p>緒方の麻生祐三子です。8月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてあります。</p> <p>譲渡人は、申請地を相続しましたが本人は農業を行っておらず、市外に居住しております。管理に苦慮していました。譲受人は近隣で営農する農家で、この度、譲渡人からもらってくれないかと相談があり、申請地は近隣で利便性も良いことから、贈与で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の 6 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>次に、番号 3 番及び番号 4 番の 2 案件を 9 番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>緒方の渡邊丸美です。8月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてあります。</p> <p>申請地の所有者は破産手続きを行い、破産管財人が選任され、財産の売却先を探していました。申請地の購入に興味を持っていた譲受人に相談したところ、譲受人も経営拡大のために申請地の有効活用を考えており、売買で話がまとまったため、申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の 6 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号 4 番の案件についてですが、貸人■■■■さんから、借人■■■■さんへの賃貸借による権利設定についてあります。</p> <p>貸人は、農地を相続しましたが農業をしないため、申請地の管理に苦慮していました。借人は、近隣で営農する農家で、貸人から作ってくれないかと相談があり、自身の経営地に近く利便性もよいことから、賃貸借で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の 6 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>次に、番号 5 番から番号 7 番の 3 案件を 7 番：山崎淳三委員にお願いいたします。</p>
7 番委員	<p>千歳の山崎淳三です。8月4日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 5 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの交換による所有権移転についてあります。</p> <p>譲渡人及び譲受人は申請地付近で営農しています。申請地は譲受人の耕作地に近接していることから譲受人がこれまで耕作し、申請地に隣接する譲受人所有の農地は譲渡人の耕作地に近接していることから譲渡人が耕作をしています。</p> <p>今回、譲渡人と譲受人とでそれぞれが耕作している申請地を交換することで話がまとまり申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の 6 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p>

	<p>次に番号 6 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの交換による所有権移転についてあります。</p> <p>申請理由については 5 番案件と同じです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の 6 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号 7 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてあります。</p> <p>譲渡人は町内在住ですが営農しておらず、申請地は譲受人が以前から耕作管理をしていました。今後も譲渡人には営農の予定が無いため、譲受人に相談したところ売買で話がまとまり今回の申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の 6 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>地区審査会の報告が終わりました。ここで、議案第 44 号の案件につきましては、15 番の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、14 番三代忠佑委員にお願いします。</p> <p>(15 番委員 退室)</p>
14 番委員	<p>それでは、議案第 44 号の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、2 番委員。</p>
2 番委員	<p>2 番の後藤です。3 番の案件についてなのですが、譲受人の方は農業の実績がある法人さんなのでしょうか。概要書の所有農機具の欄を見ると、導入予定等の記載があり、今のこの農機具で耕作をしているということでしょうか。それと、規模拡大があるのでですが、これは現在営農している農地の隣地なのでしょうか。そのあたりの状況をもう少し詳しく教えていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>3 番の譲受人の法人さんですが、こちらは以前からある会社でして、緒方でハウスでねぎを作っております、水耕栽培になります。申請地についてもハウスが既に建っているのですが、一部に田がありますので、今回、導入予定ということで田の耕作もしていきたいということあります。現在、営農している農地と今回申請している農地との距離は離れています。</p>
14 番委員	<p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
14 番委員	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 44 号の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 44 号の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
14 番委員	<p>挙手全員により「議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>15 番委員の入室を認めます。</p>

	(15番委員 入室)
議長	次に「議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	議案書の2ページ、あわせて概要書の8ページ、図面の1ページをお開きください。 (議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)
議長	事務局の説明が終わりました。 ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。 それでは、番号1番の1案件を4番：後藤栄治委員にお願いいたします。
4番委員	犬飼の後藤栄治です。8月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。 番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてあります。 譲受人は犬飼町の公営住宅で生活していますが、子の成長を機に新築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、適地が無く断念していたところ、知人より申請地を紹介され譲渡人に相談したところ、売買で話がまとまり今回の申請に至りました。 審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)の方の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。 以上報告します。
議長	地区審査会の報告が終わりました。議案第45号の番号1番の1案件についてこれより質疑を許可します。
	[ありません]の声あり
議長	無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第45号の番号1番の1案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。 これから採決します。議案第45号の番号1番の1案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議長	挙手全員により「議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件については、原案のとおり決定されました。 次に、「議案第46号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の3ページ、概要書の9ページ、図面の4ページをお開きください。 (議案書のとおり番号1番から番号8番までの8案件について朗読)
議長	事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号8番までの8案件について、地区審査会の報告を求めます。 それでは、番号1番から番号3番までの3案件を2番：後藤綾子委員にお願いいたします。

	ます。
2番委員	<p>三重の後藤綾子です。8月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号1番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、市道拡幅工事に伴い残った土地で、狭小で日当たりが悪いため耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みがないことから申請したものであります。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号2番の案件についても、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、国道の拡幅工事と河川改修工事に伴い残った狭小な農地であることから耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みがないことから申請したものであります。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号3番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、地元の養蚕組合で作業用倉庫として建設した土地ですが、組合が解散したことにより申請者が譲り受け管理をしており、建築後20年以上経過しているため申請したものであります。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	次に、番号4番及び番号5番の2案件を12番：小野末芳委員にお願いいたします。
12番委員	<p>三重の小野末芳です。8月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号4番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、元々農業用小屋が建っていましたが、取り壊した後、狭小で農機具等の出入りができないことから管理が出来ず、そのまま耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みがないことから申請したものであります。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号5番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、農地法第5条の許可を得て譲受人が転用を行った土地で、現況はライスセンター（穀物乾燥調整施設）の駐車場として利用していますが、当時の許可証がなく地目変更ができないため申請したものであります。</p>

	<p>判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧及び碎石敷により土砂の流出を防いでいるため、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	次に、番号6番の1案件を13番：志賀義和委員にお願いいたします。
13番委員	<p>朝地の志賀義和です。8月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、傾斜地で耕作の条件が悪いため亡父が耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みがないことから申請したものです。</p> <p>判断基準は、「遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	次に、番号7番及び番号8番の2案件を11番：衛藤英教委員にお願いいたします。
11番委員	<p>大野の衛藤英教です。8月4日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号7番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、菜園であった申請地を市道から車で入りやすいように宅地の一部として転用し、現況は宅地となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>番号8番の案件についても、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、県道の工事に伴い分筆したものの、残地は狭小で耕作に不向きであり耕作放棄をしたため申請に至りました。</p> <p>判断基準は、「遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p>
議長	地区審査会の報告が終わりました。議案第46号の番号1番から番号8番までの8案件について、これより質疑を許可します。
	[ありません]の声あり
議長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第46号の番号1番から番号8番までの8案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第46号の番号1番から番号8番までの8案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

	事務局 議長	挙手全員です。 挙手全員により、「議案第 46 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。 次に、「議案第 47 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
	事務局 議長	(議案書のとおり番号 1 番の 1 案件について朗読) 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。 [ありません]の声あり
	議長	無いようですので、質疑を打ち切ります。 斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。 それでは、番号 1 番の 1 案件を、11 番：衛藤英教委員と 36 番：渋谷俊英委員にお願いします。 なお、この案件については、お世話していただく斡旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。
	議長	これをもちまして、令和 5 年第 8 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
		(とき、午後 3 時 08 分)

豊後大野市農業委員会會議規則第20条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 5番委員 //、野不ニ大

// 6番委員 大作

